

## 現在募集中の義援金

### 1. 平成28年熊本地震義援金

募集期間 2016年4月18日(月)～2020年3月31日(火)

詳しくは2ページ目をご覧ください。

### 2. 平成30年北海道胆振東部地震災害義援金

募集期間 2018年9月12日(水)～2020年3月31日(火)

詳しくは3ページ目をご覧ください。

### 3. 令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金

募集期間 2019年9月2日(月)～2020年2月28日(金)

詳しくは4ページ目をご覧ください。

### 4. 令和元年 台風15号・台風19号・大雨千葉県災害義援金

募集期間 2019年9月17日(火)～2020年3月31日(火) ※募集期間が延長になりました。

詳しくは5ページ目をご覧ください。

### 5. 令和元年台風第19号災害義援金

募集期間 2019年10月16日(水)～2020年3月31日(火) ※募集期間が延長になりました。

詳しくは6ページ目をご覧ください。

## 平成28年熊本地震義援金募集

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、大きな被害がでております。この災害で被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けます。皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

1. 義援金名 「平成28年熊本地震義援金」
2. 募集期間 2016年4月18日(月)～2020年3月31日(火)

### 3. 受付方法

#### ■義援金取り扱い窓口

①登別市共同募金委員会(登別市社会福祉協議会)  
 受付時間 平日9時～17時30分(土・日祝日除く)  
 住 所 登別市片倉町6-9-1 しんた21  
 T E L 0143-88-0860

②室蘭民報社中部支社  
 受付時間 平日9時～16時(土・日祝日除く)  
 住 所 登別市中央町1-12-11  
 T E L 0143-85-4530

#### ■義援金送付先(直接送金する場合)

熊本県共同募金会の受付口座  
 金融機関名: ゆうちょ銀行  
 口座番号: 00950-2-174321  
 口座名義: 熊本県共同募金会熊本地震義援金

### 4. 税制優遇措置

株式会社等の法人からの寄付行為は『全額損金』として取り扱えます。

《法人税法第37条第3項第2号》

個人からの寄付行為が2001円以上の場合は、所得税・住民税の『寄付金控除』を受けることができます。

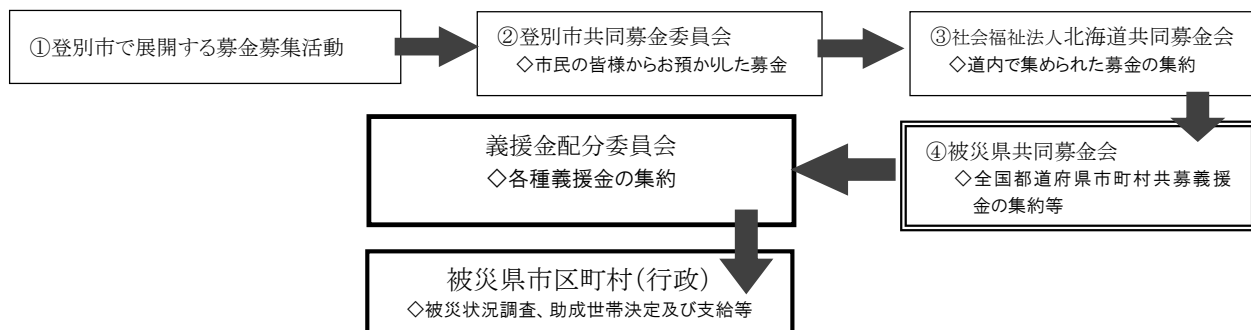
《所得税法第78条第2項第2号、地方税法第37条2・第314条の7第1項第1号》

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

5. その他 災害義援金のみ取扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

詳しくは中央共同募金会ホームページをご覧ください。

### <集められた義援金の流れ>



## 平成30年北海道胆振東部地震災害義援金

平成30年9月6日に胆振地方中東部を震源とする地震により、大きな被害がでております。この災害で被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けます。皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

1. 義援金名 「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」
2. 募集期間 2018年9月12日(水)～2020年3月31日(月)

### 3. 受付方法

#### ■義援金取り扱い窓口

①登別市共同募金委員会(登別市社会福祉協議会)  
受付時間 平日9時～17時30分(土・日祝日除く)  
住 所 登別市片倉町6-9-1 しんた21  
T E L 0143-88-0860

#### ■義援金送付先(直接送金する場合)

北海道共同募金会の受付口座  
金融機関名: ゆうちょ銀行  
口座番号: 00170-8-635111  
口座名義: 北海道共募 北海道地震災害義援金

### 4. 税制優遇措置

株式会社等の法人からの寄付行為は『全額損金』として取り扱えます。

《法人税法第37条第3項第2号》

個人からの寄付行為が2001円以上の場合、所得税・住民税の『寄付金控除』を受けられます。

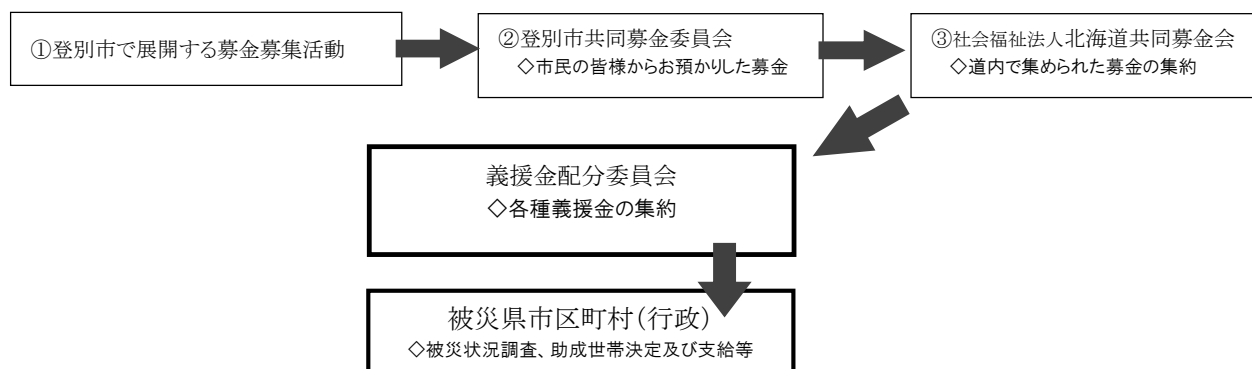
《所得税法第78条第2項第2号、地方税法第37条2・第314条の7第1項第1号》

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

5. その他 災害義援金のみ取扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

詳しくは中央共同募金会ホームページをご覧ください。

### <集められた義援金の流れ>



## 令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金

令和元年8月27日から大雨により、佐賀県内各地で死傷者の人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生するなど、大きな被害がでております。

この災害で被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けます。

皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

1. 義援金名 「令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金」
2. 募集期間 2019年9月2日(月)～2020年2月28日(金)

### 3. 受付方法

#### ■義援金取り扱い窓口

①登別市共同募金委員会(登別市社会福祉協議会)  
 受付時間 平日9時～17時30分(土・日祝日除く)  
 住 所 登別市片倉町6-9-1 しんた21  
 T E L 0143-88-0860

#### ■義援金送付先(直接送金する場合)

佐賀県共同募金会の受付口座  
 金融機関名: ゆうちょ銀行  
 口座番号: 00950-9-237585  
 口座名義: 佐賀県共募 令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金

### 4. 税制優遇措置

株式会社等の法人からの寄付行為は『全額損金』として取り扱えます。

《法人税法第37条第3項第2号》

個人からの寄付行為が2001円以上の場合、所得税・住民税の『寄付金控除』を受けることができます。

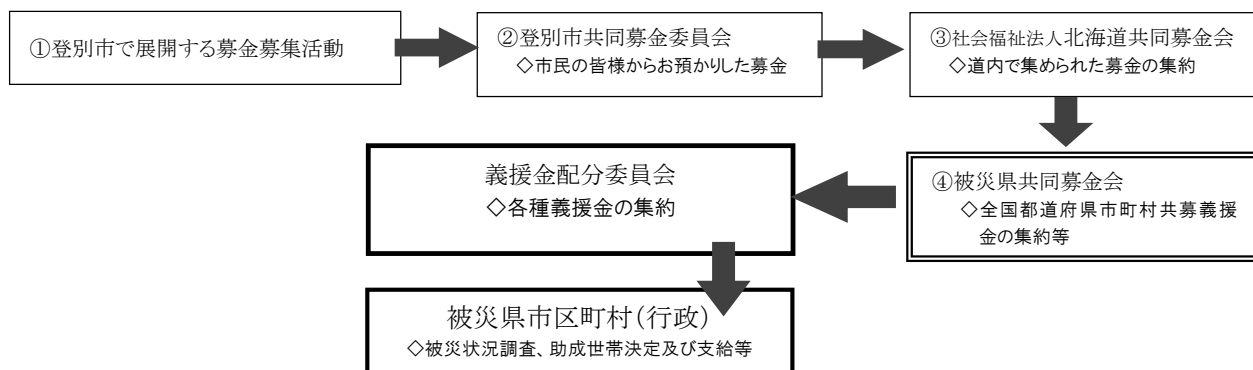
《所得税法第78条第2項第2号、地方税法第37条2・第314条の7第1項第1号》

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

5. その他 災害義援金のみ取扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

詳しくは中央共同募金会ホームページをご覧ください。

### <集められた義援金の流れ>



## 令和元年 台風15号・台風19号・大雨千葉県災害義援金

令和元年9月8日の台風15号・19号及び、暴風雨により、県内各地で停電等大きな被害がでております。この災害で被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けます。皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

1. 義援金名 「令和元年 台風15号・台風19号・大雨千葉県災害義援金」

2. 募集期間 2019年9月17日(火)～2020年3月31日(火)  
※募集期間が延長になりました。

3. 受付方法

■義援金取り扱い窓口

①登別市共同募金委員会（登別市社会福祉協議会）  
受付時間 平日9時～17時30分（土・日祝日除く）  
住 所 登別市片倉町6-9-1 しんた21  
T E L 0143-88-0860

■義援金送付先（直接送金する場合）

千葉県共同募金会の受付口座  
金融機関名：ゆうちょ銀行  
口座番号：0160-2-293218  
口座名義：千葉県共募令和元年台風15号千葉県災害義援金

4. 税制優遇措置

株式会社等の法人からの寄付行為は『全額損金』として取り扱えます。

《法人税法第37条第3項第2号》

個人からの寄付行為が2001円以上の場合、所得税・住民税の『寄付金控除』を受けることができます。

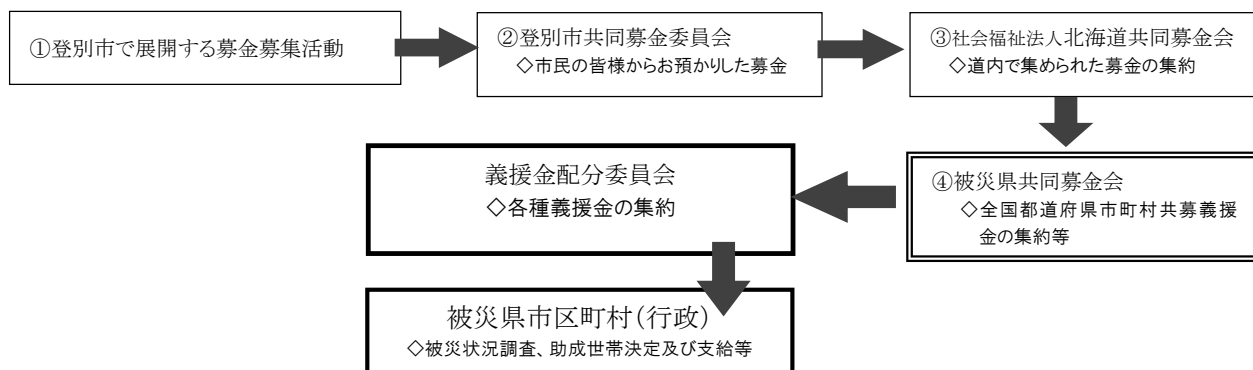
《所得税法第78条第2項第2号、地方税法第37条2・第314条の7第1項第1号》

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

5. その他 災害義援金のみ取扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

詳しくは中央共同募金会ホームページをご覧ください。

<集められた義援金の流れ>



## 令和元年台風第19号災害義援金

令和元年台風第19号に伴う災害により、各地で人的被害をはじめ、堤防の決壊による住宅への浸水被害、土砂崩れによる家屋の倒壊等の甚大な被害が発生しております。

この災害で被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けます。  
皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

1. 義援金名 「令和元年台風第19号災害義援金」
2. 募集期間 2019年10月16日(水)～2020年3月31日(火)  
※募集期間が延長になりました。

### 3. 受付方法

#### ■義援金取り扱い窓口

①登別市共同募金委員会(登別市社会福祉協議会)  
受付時間 平日9時～17時30分(土・日祝日除く)  
住 所 登別市片倉町6-9-1 しんた21  
T E L 0143-88-0860

#### ■義援金送付先(直接送金する場合)

中央共同募金会の受付口座  
金融機関名: ゆうちょ銀行  
口座番号: 00130-0-421020  
口座名義: 中央共同募金会令和元年台風第19号 災害義援金

#### ■募金箱設置場所

協同組合登別中央ショッピングセンター アーニス  
受付期間 2019年10月19日～2020年1月9日まで  
住 所 登別市中央町4-11

### 4. 税制優遇措置

株式会社等の法人からの寄付行為は『全額損金』として取り扱えます。

《法人税法第37条第3項第2号》

個人からの寄付行為が2001円以上の場合は、所得税・住民税の『寄付金控除』を受けることができます。

《所得税法第78条第2項第2号、地方税法第37条2・第314条の7第1項第1号》

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

5. その他 災害義援金のみ取扱います。救援物資・物品は取り扱いません。  
詳しくは中央共同募金会ホームページをご覧ください。

### <集められた義援金の流れ>

